

個人情報ファイル簿 (単票)

個人情報ファイルの名称	袖ヶ浦市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱：簡素化対象者一覧	
行政機関等の名称	袖ヶ浦市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民子育て部保険年金課・国保資格給付班	
個人情報ファイルの利用目的	限度額を超えて高額な医療費を支払った場合、申請により高額療養費を支給するため。	
記録項目	個人識別符号 (国保、社保、介護等の保険者番号等)、氏名、住所、電話番号	
記録範囲	国民健康保険高額療養費簡素化申請者	
記録情報の収集方法	本人、世帯主	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 袖ヶ浦市役所市民子育て部保険年金課	
	(所在地) 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		